

浄水発生土リサイクル改良土取扱基準 (案)

第1章 総 則

第1条 目的及び適用

- 1 本基準は、本市上下水道部の大原浄水場において浄水過程で発生した浄水汚泥乾燥土を（以下、「浄水場発生土」という。）、建設発生土に混入して製造する浄水発生土リサイクル改良土（以下、「浄水発生土改良土」という。）として、水道工事の埋戻材に有効活用し、浄水場発生土の処分コスト及び環境負荷の低減を図るため、必要な事項を定めるもの。
- 2 本基準は、浜松市上下水道部が発注する上水道管理設工事に適用する。
- 3 本基準に記載の無き事項は、設計図書及び浜松市土木工事共通仕様書・浜松市土木工事施工管理基準ならびに浜松市水道工事共通仕様書によるものとする。

第2章 材 料

第2条 材料仕様

- 1 浄水場発生土を、大原浄水場内の天日乾燥床にて乾燥させた後、建設発生土と混合し、必要に応じて補足材料（砕石、砂、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート再生骨材等）、や石灰を加え、所定の品質が得られるよう調整した材料でなければならない。
- 2 浄水発生土改良土は、均等質、清浄、強硬で、耐久性があり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。
- 3 浄水発生土改良土は、舗装施工便覧、道路土工施工指針などに規定する品質及び施工性を満足し、次に掲げる規格に適合しなければならない。
 - ①4,750 μ m フレイを通るものの重量百分率 (%) 25～100
 - ②75 μ m フレイを通るものの重量百分率 (%) 0～ 25
 - ③425 μ m フレイパス分のP Iが10以下
 - ④変状土C B R 20以上
 - ⑤最大粒径 100mm

第3章 浄水発生土改良土の製造

第3条 浄水場発生土搬出の条件

大原浄水場の浄水場発生土を製造工場まで搬出する場合は、運搬するダンプ等の荷台にシートを被せる等、飛散防止の措置を行い、大原浄水場出発時に担当職員
のチェックを受けること。

第4条 浄水発生土改良土製造工場

浄水発生土改良土製造工場は、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規定を満足するもので、かつ周辺環境に対する保全対策を施したものとする。また、浄水発生土改良土の製造にあたっては、製造

プラント内に土質試験室を設け、配合設計や品質管理等を適切に実施できる能力のある技術者を常駐させ、常に浄水発生土改良土の品質を保てるようにしなければならない。

第5条 浄水場発生土の貯蔵

浄水場発生土を貯蔵する場合は、建設発生土、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材と別々に貯蔵するとともに、発生材が飛散、流出しないような設備を備えることが望ましい。

第6条 浄水発生土改良土の貯蔵

- 1 浄水発生土改良土は異物が混入しないように貯蔵しなければならない。
- 2 雨水対策を施し、浄水発生土改良土の含水比の変動に細心の注意をはらわなければならない。

第4章 材料の試験施工

第7条 配合設計

製造者は、浄水発生土改良土を新規に製造するにあたり、浄水場発生土を路床材として使用可能な配合率を求めるための試験（関係基準を考慮）を実施し、その結果（複数の配合率データを提出する）を浜松市上下水道部へ報告し、双方協議の上、配合率を決定する。

第8条 試験施工

製造者は、決定された配合率で製造した浄水発生土改良土の試験施工（製造者費用負担）を水道工事課立会いのもとに行い、施工方法や締固め密度などを検証し、浜松市上下水道部が問題無いと判断した製品が、第5章の検査を受けることができる。

第5章 材料の検査

第9条 検査内容

浄水発生土改良土の検査は、申請者からの申請を受付後、浜松市技術監理課の立会いのもと以下の項目について実施する。

第10条 書類審査

浄水発生土改良土の出荷状況がわかる書類の確認。

第11条 生産施設の現地調査

- 1 生産工程のフロー図に基づく生産施設の確認
- 2 浄水発生土発生土受け入れヤードにおける木片、レンガ、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含む産業廃棄物などの不純物や有害物等の混入の有無の確認（目視検査）
- 3 生産物ストックヤードにおける木片、レンガ、細長いまたは偏平な石片、ごみ、泥、有機物、石綿含む産業廃棄物などの不純物や有害物等の混入の有無の確認（目視検査）

第12条 土質試験による品質検査

1 土質試験試料採取

材料の品質試験用の試料採取は、浜松市技術監理課の立合いのうえ、生産物のストックヤードからランダムに抽出して採取する。

2 土質試験試料採取数

採取土取場が前年度承諾を得た土取場に変更がない場合は、試料数 3 試料とする。新規申請箇所及び土取場が変更になる場合は、試料数 6 試料とする。

3 土質試験内容

材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとし、調査に要する費用は、申請者が負担するものとする。

試験項目	試験方法	備考
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料又は 6 試料
土の粒度分析試験	JIS A 1204	3 試料又は 6 試料
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料又は 6 試料
土の締め固め試験	JIS A 1210	3 試料又は 6 試料
変状土 CBR 試験	JIS A 1211	3 試料又は 6 試料
土粒子の比重、 λ の λ 比 重及び λ の吸水量試験	(KODAN A 1202)	3 試料又は 6 試料

第 6 章 材料の土質試験結果報告書の提出と使用承諾の通知

第 13 条 土質試験結果報告書の提出

申請者は下記資料を土質試験結果報告書にまとめ、盛土使用申請書（様式 4）、「盛土材一覧表（別紙 A）及び「土質試験結果調査表（別紙 B）」と合わせ浜松市技術監理課及び浜松市上下水道部に提出する。

- 1 土質試験結果
- 2 位置図
- 3 盛土材等採取土場調査票（様式 1・様式 2）
- 4 調査結果総括表
- 5 各材料試験データ
- 6 写真（土取場全景及び試料採取状況）

第 14 条 審査結果の通知

技術監理課は、書類審査、生産施設の現地検査、土質試験による品質検査及び土質試験結果報告書等に基づき材料を承諾する場合は、浄水発生土改良土の調査結果について「土質試験結果調査票（別紙 B）」を添付して申請者に使用の承諾の通知を行う、また、浜松市上下水道部へも結果連絡を行う。浜松市上下水道部は、その後、道路管理者へ使用承諾の申請を行う。

※ 各様式については、「浜松市土木工事施工管理基準」を参照

第7章 その他

第15条 材料の使用承諾

技術監理課より使用の承諾された浄水発生土改良土の使用承諾有効期限は1年間とする。ただし新規等で途中で合格した場合の有効期間は、翌年度の当初検査時までとする。また、使用継続をする場合は、事前に立会い申請書（様式3）に浄水発生土改良土の品質特性を記載した資料（前年度土質試験結果調査票（別紙Bの写し）を添付して技術監理課に提出する。

※ 各様式については、「浜松市土木工事施工管理基準」を参照

この基準は、平成27年8月3日から適用する。